

# 確認申請 (出題年度別)

## 出題概要

- No3は、確認申請に関連する出題が多い
- 法6条(建築物の建築等に関する申請及び確認)
- 法85条(仮設建築物に対する制限の緩和)、法87条(用途の変更に対するこの法律の準用)、法87条の4(建築設備への準用)、法88条(工作物への準用)

〔No. 3〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 原動機を使用する観覧車の築造については、確認済証の交付を受けなければならない。  
→ 法6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）法88条（工作物への準用）令138条（工作物の指定）2項三  
（令和4年、令和2年、平成28年、平成25年）
2. 延べ面積3,000m<sup>2</sup>、地上3階建ての病院の避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、建築主は、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。  
→ 法90条の3（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出） 令147条の2（届出を要する建築物）二  
（令和3年、令和2年、令和1年、平成30年、平成28年）
3. 高さが60mを超える建築物を建築しようとする場合において、建築主は、所定の構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受ける必要があるが、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定を受ける必要はない。  
→ 法6条の3（構造計算適合性判定）法20条一  
（令和2年、平成29年）
4. 鉄骨造、地上8階建ての共同住宅の増築の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。  
→ 法7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）（令和5年、令和3年、令和2年、平成28年、平成26年、平成25年）

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積 500 m<sup>2</sup>、高さ 9 m、地上 2 階建ての事務所の屋根及び壁の過半の修繕
2. 文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された、れんが造、延べ面積 500 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての美術館の移転
3. 木造、延べ面積 10 m<sup>2</sup>、高さ 8 m、平家建ての倉庫の新築
4. 鉄骨造、延べ面積 500 m<sup>2</sup>、平家建ての事務所の一部（床面積 200 m<sup>2</sup>）の、診療所（患者の収容施設があるもの）への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替は伴わないものとする。）

〔No. 3〕 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積 100 m<sup>2</sup>、平家建ての事務所における床面積 10 m<sup>2</sup> の増築
2. ゴルフ練習場に設ける工作物で、ネットを支える高さ 20 m の鉄柱の築造
3. 共同住宅の新築工事を施工するために現場に設ける延べ面積 50 m<sup>2</sup>、平家建ての工事管理事務所の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 800 m<sup>2</sup>、地上 3 階建てのホテルから共同住宅への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）。

〔No. 3〕 準防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積 100 m<sup>2</sup>、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積 8 m<sup>2</sup> の増築

2. 木造、高さ 8 m、地上 2 階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> のものにおける、屋根の過半の模様替

3. 第一種住居地域内にある鉄筋コンクリート造、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての水泳場の、体育館への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）

4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての事務所内における、エレベーターの設置

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての既存の寄宿舍内におけるエレベーターの設置
  
2. 第一種低層住居専用地域内における鉄筋コンクリート造、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての博物館の図書館への用途変更
  
3. 遊園地に設ける回転運動をする遊戯施設のうち、原動機を使用するメリーゴーラウンドの築造
  
4. 木造、延べ面積 150 m<sup>2</sup>、高さ 8 m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、平家建ての倉庫の屋根の過半の修繕
  
2. 共同住宅の新築工事を施工するために設ける鉄骨造、延べ面積 200 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての仮設の工事管理事務所であって、現場以外の場所に設けるものの新築
  
3. 鉄骨造、延べ面積 100 m<sup>2</sup>、高さ 5 m、平家建ての一戸建ての住宅における、鉄骨造、床面積 15 m<sup>2</sup>、平家建ての附属自動車車庫の増築
  
4. 第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての診療所（患者の収容施設があるもの）の、有料老人ホームへの用途変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積 100 m<sup>2</sup>、屋外観覧場の新築

2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての物品販売業を営む既存の店舗内における、エレベーター（認証型式部材等に該当するもの）の設置

3. 鉄骨造、延べ面積 200 m<sup>2</sup>、平家建ての事務所の、屋根の過半の修繕

4. 木造、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、高さ 8m、地上 2 階建ての共同住宅の、寄宿舎への用途変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）

〔No. 3〕 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。  
ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積 100m<sup>2</sup>、地上2階建ての一戸建ての住宅における、床面積 10m<sup>2</sup>の増築
2. 鉄骨造、延べ面積 300m<sup>2</sup>、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築
3. 鉄骨造、延べ面積 400m<sup>2</sup>、平家建ての、鉄道のプラットフォームの上家の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500m<sup>2</sup>、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更